

青年法律家協会 東京支部ニュース

発行

青年法律家協会
弁護士学者合同部会
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7-4F
弁護士法人パートナーズ法律事務所内

TEL 03-6907-4516

FAX 03-6907-4517



「ベトナムと中国の人権状況から考える日本の法律家の役割」と題して青法協弁学合同部会国際委員会と共同開催となった7月例会（2013年7月22日）

contents

青法協三重総会に参加して……2頁～4頁

仲里歌織／東京東部法律事務所	… 2
深井剛志／旬報法律事務所	… 3

<例会報告>

「スポーツと体罰、いじめと人権」（5月例会）66期修習生	… 5
「成年被後見人の選挙権訴訟 違憲判決と補改正」（6月例会）	
平松真二郎／城北法律事務所	… 6

■東京支部の今後の予定	… 8
-------------	-----

青法協三重総会に参加して

1. はじめに

2013年6月29日から6月30日にかけて、三重において青法協弁学合同部会第44回定時総会、青年法律家協会第64回定時総会が開催されました。

全国から約120名の参加者が集まり、憲法課題、司法改革問題、修習生支援、人権交流集会、震災・原発問題、国際委員会等について、様々な報告や意見交換を行い、生活保護改悪反対の決議や、1票の格差是正を求める声明、少年法改正に反対する声明等の承認がなされました。また、三重支部企画「四日市公害訴訟の教訓と課題」や、慶應義塾大学教授小熊英二先生による講演「問題提起 青年法律家協会にのぞむもの」が行われ、実に濃い2日間でした。どの議題においても中身の濃い議論がなされましたが、下記では憲法課題に関する議論と、三重支部企画を中心に取り上げたいと思います。

2. 活発な議論がなされた憲法課題

憲法課題では、ヘイトスピーチ問題、いじめ防止対策推進法、子どもの貧困対策推進法、生活保護改悪、橋本発言、砂川事件情報漏えい問題、一票の格差等の問題が取り上げられました。

ヘイトスピーチ問題においては、刑法に触れる行為については必要な措置を取るべきであるが、それ以外の言論については社会的に対応すべきであり社会全体での反論が必要であるといった指摘がなされ、表現の自由との関係で様々な意見が出されました。また、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムに関する外国の法律の紹介等もなされ、会員の理解を深める貴重な場となりました。

いじめ防止対策推進法、子どもの貧困対策推進法については、前者については問題を多

く含んだ法律であるため今後弊害を防ぐよう取り組みを行う必要があること、後者については貧困対策に向けた実効性ある施策が策定されるよう動向を見守っていく必要があることを報告させて頂きました。

その他、生活保護改悪の決議に関する意見交換、橋本発言への抗議に関する取り組みや、各地での憲法問題への取り組みの紹介がなされ、また、国家安全保障基本法の問題に対して法律家の取り組みが弱いこと、勉強会の開催等を通してもっと取り組むべきといった問題提起もなされました。

翌日の青法協定時総会の議長あいさつの中で、「これだけ憲法に拘っている法律家はいない」との指摘がなされたとおり、予定時間を大幅に超過する程、とても活発な意見交換がなされ、青法協が憲法擁護を目的とする団体であることを改めて感じるとともに、私自身様々な意見や報告を伺い、とても刺激を受けました。

3. 原告の語る被害実態に…

三重支部企画では、四日市公害訴訟の原告、弁護団の先生、支援者の方からお話を伺いました。「吸うのは簡単だけど、空気が汚染されているから、吐くのが苦しい。助けてくれと叫びたくなる。一生続くのかと考えると、苦しかった。」と当時を振り返る原告のお話には、被害の重さを感じ、会場にいた全員が被害実態のお話に聴き入っていました。

病院で原告と打合せをしている写真を見せて頂き、弁護団の先生が「現在進行形の大気汚染被害で、被告は高度経済成長のトップの企業。勝たなければ他の地域にも影響が及ぶ。だから、勝たなければいけない訴訟だと思っていた。」とお話をされていて、弁護団の先生方の当時の強い覚悟や緊張感が伝わってき



ました。

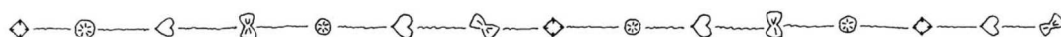
四日市訴訟から、原発の被害についても話が及び、「これだけ苦しんでいるのに、国は原発を推進している。国が栄えても人がいなくなったら意味がない。もとの通りに戻せないものを手掛けるな」といいたい。自然に逆らったら人間は生きていけないんだと思う。国の過ちを止めてくれるのが、先生達の役割だと思っている。」という言葉の伺い、まさに、今法律家である私たちの役割が問われているのだと改めて感じる企画でした。

協はとても真面目な法律家集団で、しかも総会に参加しているみなさんは、その中でも大変真面目なのだと思います」という趣旨の話をされていましたが、その言葉のとおり、2日間にわたりとても熱い議論がなされたように思います。総会に参加して、様々な社会問題に取り組んでいらっしゃる先輩方の取り組みに尊敬の念を覚え、多くの刺激を受けるとともに、一緒に取り組んでいける全国の仲間存在を感じ、気持ちを新たにできる貴重な機会となりました。

4. おわりに

(仲里歌織／東京東部法律事務所)

小熊英二先生が懇親会や講演の場で「青法



本年6月29日及び30日、三重県四日市にて第44回青法協弁学合同部会定時総会が行われました。四日市の地は、言うまでもなく、過去、四日市ぜんそくという公害が発生し、四大公害裁判の一つとして、公害闘争を闘い抜いた歴史のある町です。青法協も1970年7月、四日市の地で、第2回全国公害研究集会を開き、「公害絶滅のため、献身的に奮闘することを決意し、内外に宣言する」という「四日市宣言」を発表しています。今、この時に、その四日市の地で再び青法協が総会を行うことの意味はどこにあるのか、その

ようなことを考えながら、私も総会に参加してまいりました。

1日目は、各委員会の報告から行われました。憲法委員会は、生活保護制度の改悪に反対する決議、橋下大阪市長の発言に抗議する声明、砂川事件の情報漏えい問題について、真相究明を求める議長声明、「一票の格差」を是正するとともに、民意を反映する選挙制度への抜本改正を求める声明を発表し、承諾を受けました。議案書の「ヘイトスピーチ」問題について、学会会員である前田朗会員から、総会前に「ヘイトスピーチに対する法規



「青年法律家協会に望むもの」と題して講演する小熊英二氏（慶應大学教授）

制は、国際的には当然のことである」や「外国人を攻撃する言論は、表現の自由として保障されるものではない」といった厳しいご指摘を受けました。そのこともあり、総会では、さまざまな意見が飛び交い、議案書の内容について、青法協としてそのようなヘイトスピーチに対しては厳しい批判の声を上げることによって、対抗していくことが必要であるとの文言を入れるという修正がなされました。

その他、司法委員会、修習生委員会、震災・原発PTからの報告があり、国際委員会の発足が承認されました。

1日目の最後のプログラムとして、地元企画「四日市公害訴訟の教訓と課題」が行われました。四日市公害訴訟の代理人を務めた野呂汎会員、元原告の野田之一氏、支援者の澤井余志郎氏がパネリストとして参加し、パネルディスカッションを行いました。当時の闘争の歴史をスライドの画像も交えながら、3人それぞれの立場から説明していただきました。当時の、事件の発覚から原告団の結成、裁判の過程、その後の解決までの道筋など、現代の公害裁判・薬害裁判などにも参考になる部分が非常に多かったと思います。そして、企画の最後に、「四日市公害訴訟判決の基本精神を再認識し、脱原発へと政策変換するこ

と求める決議—新四日市宣言—」が発表されました。これに対し、東京の米倉勉会員から、原発の損害賠償裁判を闘っている立場として、被害者の救済といった視点もぜひ盛り込んで欲しいという意見が出され、「四日市公害訴訟判決の基本精神を再確認し、原発事故による被害の完全回復と脱原発へ政策転換することを求める決議—新四日市宣言—」と修正され、採択されました。

2日目は、メイン企画である小熊英二慶應大学教授による講演、「青年法律家協会に望むもの」が行われました。小熊先生は、社会学の立場から、法とは何か、法律家として果たさなければならない役割は何かという問題提起をされ、それは、「何が間違っているかわかること」であるというお話をされました。そのうえで、この2日間の議論をすべて聞いていた小熊先生は、「青法協会員は、それをきちんとわかっていると思う」とおっしゃっておられました。

この2日間の議論で、様々な人権課題が改めて浮き彫りになりました。そのような問題をあえて、過去の公害闘争の原点であるこの四日市の地で議論したことは、今もっとも大きな公害闘争といえる原発裁判をはじめとした人権課題に取り組む意義を再認識させるものであり、非常に有意義な総会であったと思います。

（深井剛志／旬報法律事務所）

例会 報告

< 5月例会 >

スポーツと体罰、いじめと人権

講師：望月浩一郎弁護士（虎ノ門協同法律事務所）

1. 「スポーツと人権」

今回のテーマはスポーツと人権。昨年、スポーツ基本法ができたばかりであり、注目されている分野である。人権の話でいえば、桜宮高校の自死事件は大変ショックな事件で記憶に新しく、体罰をどう防ぐかに私自身も関心を寄せていた。

望月浩一郎先生の講演は、映像を交えながら音声を使い、興味深く大変面白いものであった。あつという間の1時間半で、みなが食い入るように聞いていた。

当日は多くの法科大学院生、修了生、修習生と若手弁護士で賑わった。

2. 「判例も論文も、なければ自分で作れ」

望月先生がスポーツの分野に取り組むきっかけとなったのは、プールの飛び込み事故の被害者の代理人となったことだった。当時学校でのスポーツ事故という分野がなかったことから、自身でジュリストに論文を寄稿し、それを準備書面で引用したという話は大変興味深く、驚かされた。

判例も論文も、先例がなければ自分で作ればいい、それが先輩の教えだったそうだ。その裁判では、瑕疵を認める判決が出た。

私自身、先例のない事件でもこのように自分で研究して先例を作るといふくらいの気概を持っていたと思われた。

3. 「危機管理は知識と想像力」

「サッカーゴールの事故ではどんな事故が多いと思うか？」

望月先生は度々私たちにこのような質問を投げかけてきた。それは、想像力を働かせよというメッセージだったのだと思う。

危機管理とは、知識(今までの事故の例)と想像力(これから起こるだろう事故の例)の組み合わせということを強調されていた。

しかしながら、強風でのサッカーゴールや野球のバッティングネットの転倒事故は繰り返されている。すなわち、過去の失敗から学ぶことができていない。事故が繰り返されてるにもかかわらず、強風化の事故予防のガイドラインは未だ存在していないのだ。

過去の失敗例から学び、それを活かしてリスクを減らすこと。これはスポーツ事故に限らず、すべてに応用できて法曹に必要な資質であると感じた。

4. 「事故を皆無にするのではなく、紛争になる事故を防止する」

危機管理とは、事故を皆無にすることではない。野球ではデッドボールは避けられないが、デッドボールで訴訟になることはない。

学校での重大事故率は低下しているが、事故率の全体は増加している。これは、「石橋を叩いても渡らず型」の無難すぎる対応や措置が原因だ。すなわち、少しでも事故につながるものは全て中止にしてしまえ、という発想である。

しかしこれでは、体力の低下などの別の問題を招来する。したがって、必要なことは危機管理を徹底することである。

5. 安全管理システムを構築する

危険の予見回避能力を高めるには、①判例から学ぶ、②事故報道から学ぶ、③専門書から学ぶ、④「指導者」から学ぶ、⑤経験・体験から学ぶという様々な方法がある。

このうち、現場の指導者は④と⑤は得意であるが、①ないし③には弱い。ここを補填するのが弁護士の役割だという。過去の事故例と同じ原因の事故を防げばほとんどの事故を防ぐことができ、あとはもう一歩想像力を働かせて同じような事故を防ぐ。弁護士には想像力や応用力が求められている。

6. 体罰問題

子どもの人権の分野では、この問題をなくしていく必要がある。健全な成長やスポーツを楽しむということは権利だということ、自死にも繋がりがねない大きな問題であることを認識する必要がある。

高野連については競技団体が暴力を許さないと宣言し、体罰やその隠ぺいを許さないとする毅然とした対応を取っており、評価できるものである。しかしながら、競技団体に倫理規定があるスポーツは未だ多くなく、まだまだ意識が低いのが現状である。

この問題を解決するには、暴力の原因は勝利主義、競技志向ではないことや、科学的なエビデンスに裏付けられた指導をすることが重要で、その意識を指導者や生徒の保護者に対して持た

せることが必要不可欠である。暴力を支持してしまっているアスリート・指導者・保護者などの意識をいかに変えていくか。非常に根深い問題であるが、暴力でスポーツは上達せず、誰も幸せにしないことを広めていくしかないのだろう。

7. まとめ

新しい分野に飛び込んでいくこと、想像力を常に働かせること、1つ1つ丁寧に仕事を受けてそれに応えていくこと。望月先生には法曹に必要な多くのことを教えていただきました。お忙しい中講演に来ていただき、大変感謝しております。

(66期修習生)

< 6月例会 >

成年被後見人の選挙権訴訟

違憲判決と補改正

講師：杉浦ひとみ弁護士（東京アドヴォカシー法律事務所）

6月の例会は、杉浦ひとみ弁護士を招いて「成年被後見人の選挙権訴訟 違憲判決と補改正」についてお話しいただきました。

成年被後見人は、改正前の公職選挙法第11条1項1号に選挙権の欠格事由として「被後見人」が掲げられており選挙権が制限されていました。この公職選挙法の規定が憲法15条3項に違反するとして争われた事件です。

既に報じられている通り、2013年3月14日、東京地方裁判所で、同法が違憲と判断する判決が言い渡されています。その後、5月末に「被後見人」を欠格事由から削除する法改正が成立し、7月に行われた参議院議員通常選挙では、全国で13万余人の被後見人の選挙権が

回復しています。

6月例会の時には、国が控訴して訴訟が継続していて、選挙権の存否確認請求訴訟ですので、法改正により訴えの利益がなくなり訴えが却下されることになることが危惧されましたが、7月に各地の裁判所で和解（訴え取り下げ）によって解決しているようです。

憲法、人権の勉強をはじめるとまず人権共有主体性の論点にぶつかります。法人、団体に人権享有主体性が認められるか、あるいは、自然人については未成年者の人権についてよく論じられるところです。また、自然人（成年）であっても人権享有主体性が問題となる類型として刑

事施設収容者（在監者）の人権については論じられていたかもしれませんが。しかしながら、被成年後見人について人権共有主体性を論じられることはあまりなかったと思います。成年後見制度導入以前から「禁治産者」が公職選挙法で欠格事由とされていたにもかかわらずです。

私自身も、判決の報道がされるまで「成年被後見人」の選挙権が制限されていることに無自覚でした。成年後見開始決定によって「選挙権」という重要な権利が奪われることに無自覚なまま、成年後見申立代理人として活動してきたわけです。私自身も、幾人かの方々について、「選挙権」という重要な人権のはく奪に無自覚なまま関与してきたのです。人権のはく奪に無自覚に関与してきたと言うことに背筋が寒くなる思いがします。

確かに、成年後見の申立自体、認知症などが進んでいて事理弁識能力に問題がある方の財産管理のために申立をすることが多く、もともと

本人が選挙権を行使することが困難な場合が多いかもしれません。

しかし、成年後見制度による「成年被後見人」となることのメリット、デメリットを的確に把握できていないまま制度を利用していたことは否定できません。

今回、本人のための法制度でありながら、制度を利用することで本人の権利侵害が生じることがあることを知りました。これが、氷山の一角にすぎないのではないか、本人のために良かれということでも、それが本人の権利侵害につながるものではないのか、自分が権利侵害に関与することにならないのか、まだまだ検討・研究を重ねていかなければならない分野があるでしょう。

鋭敏な人権感覚を持たねばならないと自戒を迫られた学習会でした。

(平松真二郎／城北法律事務所)



東京支部の今後の予定

■ 9月例会

日 時：9月26日（木）午後7時～

テーマ：少年法改正問題

講 師：未定

※その後、司法試験合格者祝賀会。支部委員会は午後6時から

■ 10月例会

日 時：10月24日（木）午後7時～

テーマ：日本におけるヘイトスピーチの実態と

ヘイトスピーチ規制をめぐる法律問題

講 師：神原元弁護士

※支部委員会は午後6時から

■ 11月例会

日 時：11月28日（木）午後7時～

テーマ：生活保護切り下げに対する審査請求、1万人訴訟

講 師：森川清弁護士

※支部委員会は午後6時から

■ 12月例会

日 時：12月20日（金）午後6時～

テーマ：福島原発被害、特に区域外避難者の賠償請求について

講 師：中川素充弁護士、山川幸夫弁護士

※その後、忘年会兼修習生二回試験合格祝い

※支部委員会は午後5時から

(※場所は、いずれも弁護士法人パートナーズ法律事務所)